

○議事日程 (平成二十八年九月二十一日第三日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 議会運営委員会の報告
- 日程第三 諸般の報告
- 日程第四 平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第五 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第六 平成二十七年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第七 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第八 平成二十七年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第九 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十一 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十二 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第十三 認定第十一号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第十四 議案第五十五号 養老町法定外公物管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第十五 議案第五十六号 養老町道路路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第十六 議案第五十七号 町道路線の認定について
- 日程第十七 議案第五十八号 町道路線の変更について
- 日程第十八 議案第五十九号 平成二十八年養老町一般会計補正予算(第三号)
- 日程第十九 議案第六十号 平成二十八年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- 日程第二十 議案第六十一号 平成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二十一 議案第六十二号 平成二十八年養老町一般会計補正予算(第四号)

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- 議長 吉田 太郎
- 一 番 北 倉 義 博
- 二 番 岩 永 義 仁
- 三 番 長 澤 龍 夫
- 四 番 大 橋 三 男

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員	な	し
五番	三田	正敏
六番	吉田	太郎
七番	早崎	百合子
八番	野村	永一
九番	田中	敏弘
十番	松永	民夫
十一番	林	輝見
十二番	青山	貞一
十三番	水谷	久美子

町長	大橋	孝
副町長	長谷川	悟
教育長	並河	清次
総務部長兼 総務課長	田中	信行
総務課長	川地	憲元
企画政策課長	渡邊	章博
総務部税務課長	野村	博治
住民福祉部長	高木	勉
住民人権課長	高橋	正人
住民福祉部長	健康福祉課長	

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	子ども福祉部長	松岡	弘泰
住民福祉課長	住民福祉課長	田中	一也
生活環境課長	産業建設部長	佐藤	嘉但
産業建設部長	産業建設部参事	高木	伸一
産業建設部長	農林振興課長	伊藤	幸広
産業建設部長	産業建設部企業誘致・商工観光課長	大倉	修
産業建設部長	産業建設部長	前田	勝治
水道建設部長	水道建設部長	桐山	一則
会計管理者兼 会計課長	教育委員会事務局長兼 教育総務課長	田中	隆
教育委員会 生涯学習課長	教育委員会 生涯学習課長	佐藤	昌子
教育委員会 スポーツ振興課長	教育委員会 スポーツ振興課長	久保寺	利明
消防総務課長	消防総務課長	西脇	正信
消防総務課長	消防総務課長	川添	公男
消防総務課長	消防総務課長	近藤	清隆
議会議事務局長	議会議事務局長	西脇	和信
議会議事務局書記	議会議事務局書記	國枝	利法

(開議時間 午前九時二十七分)

○議長(吉田太郎君) 平成二十八年度第三回養老町議会定例会を開催に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから平成二十八年第三回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、四番 大橋三男君、五番 三田正敏君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、議会運営委員会の報告をお願いします。

ここで、九月二十日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等についての審査をされました。

議会運営委員長報告を求めます。

議会運営委員長 林輝見君。

○議会運営委員長(林輝見君) 議会運営委員会の報告をいたします。

昨日九月二十日火曜日、午前九時より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、第三回養老町議会定例会最終日における追加付議事件の審査の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に、追加された日程第二十一、平成二十八年度養老町一般会計補正予算(第四号)の一議案を議案として上程し、審議することに決定いたしました。

次に、審議方法につきましては、日程第二十一、養老町一般会計補正予算(第四号)は、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い、採決を行うことと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(吉田太郎君) 議会運営委員長報告が終わりました。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第三、諸般の報告を行います。本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に決算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第四、認定第二号 平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第十三、認定第十一号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの十議案を一括議題とし、上程いた

します。

この十議案は、決算特別委員会に審査を付託してありますので、ここで委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 林輝見君。

○決算特別委員長（林 輝見君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る九月九日、十二日の両日において、決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました平成二十七年一般会計及び九件の特別会計の歳入歳出決算認定について、審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第九十八条第一項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたかを審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるように努めていただくために行いました。

審査の経過並びに主な審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。

また、歳出については、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、多額の不用額の妥当性等の確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第二号 平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、土地改良費に関して、負担金補助及び交付金の不用額八百

五十八万ほどが生じた理由についての問いに対しては、主に揚排水機管理手当等であり、実績に基づき県土地改良区団体連合会より助成金が交付されるが、その額の確定が四月末であり補正対応ができなかったためという回答でありました。

次に、道路橋梁新設改良費の不用額一億七千二百万ほどが生じた理由と内訳についての問いに対しては、スマートインターチェンジの関係であり、委託料については、ネクススコ日本への委託が執行できなかったため五千四百万ほどの不用額が生じた。同じく公有財産購入費については、一部土地が契約できなかったため四千万ほどの不用額が生じた。同じく補償、補填及び賠償金については、契約ができなかったため七千四百万ほどの不用額が生じたという回答でありました。

三番、次に斎苑費に関して、歳出に対して歳入がマイナス状況であるが、その要因と今後の方針についての問いに対しては、平成二十七年の死亡者が過去五年間で最も少なく、火葬料として五十一万ほどの減であること。民間葬儀場の利用者が年々増加傾向にあり、過去四年間平均の清華苑利用率が六二％に対して、平成二十七年は五一・三％まで減少し、施設全体の利用料が前年比八百四十七万円の減であることが主な要因であり、今後の方針は、火葬は公共として続けていかなければならず、近隣市町の状況も調査しながら検討していくが、今のところ値上げは考えていない。効率化に努めて大きな赤字経営とならないように心がけたいという回答でありました。

四、次に分担金及び負担金に関して、不納欠損が九十七万円ほど生じた理由と内訳についての問いに対しては、社会福祉費負担金について、平成二十四年に亡くなられた方の老人ホーム措置費負担金、平成二十二年八カ月分が未収入であり、親族が相続放

棄のため納付の見込みがないため不納欠損した。児童福祉費負担金について、平成二十二年度の私立保育園の保育料十一カ月分を不納欠損したという回答でありました。

五、次に平成二十七年より開始した総合窓口受付案内業務の委託業者の選定方法及び職員の研修方法、また住民の評価についての問いに対しては、選定方法については、指名業者選考会により選定し、指名競争入札により決定した。事前に委託業者に対して研修を行い、町民からのクレームもなく、丁寧な対応をしていると考えているという回答でした。

六、次に徴収推進室の今後の方針についての問いに対しては、徴収推進室へ移管する事案を現在調整中であり、まだ結果は見えていないところもあるが、今後成果が見えてくると考えている。社会情勢が厳しい中ではあるが、思い切った形での差し押さえ等も進めなくてはいけないと考えているという回答でありました。

七、次に平成二十七年度の差し押さえ件数についての問いに対しては、四十四件で七百十四万九千円という回答でありました。

八、次に、公共施設等総合管理計画作成業務の進捗状況についての問いに対しては、平成二十七年から二十八年度の二カ年継続の事業であり、二十七年は現状調査として、行財政運営の状況を精査し、同時に公有財産の施設の状況や環境、課題等を整理したという回答でありました。

九、次に、小学校費に関してタブレット導入状況と次年度以降の計画についての問いに対しては、広幡小学校に教師用と生徒用合わせて十一台のタブレットを導入した。教育効果を高めるための道具として評価しており、国もICT教育に力を入れているので、今後、他の学校においても順次導入していく予定である。一斉に導入することは難しいが、各学校によってなるべく格差が

出ないようにしたいという回答でありました。

十、次に、ふるさと納税について、平成二十七年の実績は四百七十八件で実質約二千万円の納税がされたが、当町の返礼率は一割程度であり、その基準の見直しについての問いに対しては、ふるさと納税用のインターネットサイトを利用することによって大きく伸びたが、他の市町も同じようなことを展開しようとしているので、返礼率の見直しも含め検討する必要があると考えているという回答でありました。

なお、返礼率の見直しだけでなく、当町の魅力を大いにPRできるような返礼の品物も検討してほしいとの要望がありました。

十一、次に、平成二十七年の新規事業である笠郷小学校におけるLD、ADHD教室新設の実績についての問いに対しては、発達障害支援の通級教室として通称ひだまり教室を設置し、平成二十七年に通級者は十二名であり、利用回数の基本は週一回一時間程度である。担当教員は長く特別支援学級で担任をしていた教員であり、非常に指導力があると考えているという回答でありました。

十二、次に、平成二十七年に養老まちの宝物四十六選を選定したが、今後どのように生かしていくかの構想についての問いに対しては、今年度、まちの宝物四十六選を利用した養老カルタを作成し、子ども会を通じて養老町の歴史文化を広める活用を考えている。五月から二カ月間読み札の募集をし、二千五百十件の応募があり、最終審査会を行って来月には完成予定である。その後、各学校や子ども会に配って、十一月に中ホールにてカルタ大会を計画中であるという回答でありました。

次に、特別会計について御報告いたします。

認定第三号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計歳入

歳出決算認定についての主な論点は次のとおりであります。

一、国民健康保険加入世帯の平均所得についての問いに対しては、約二百八万円という回答でありました。

二、次に、法定減免世帯数についての問いに対しては、前年度対比で、七割軽減対象世帯が八十一世帯八十名の増、五割軽減対象世帯が九十五世帯七十一名の増、二割軽減対象世帯が五十四世帯百三十五名の減という回答でありました。

三、次に、住民の負担軽減のため、年八回の納期回数をふやすことに対して事務への影響についての問いに対しては、条例の改正と徴収システムの改修が必要であり、事務的には現在本算定で徴収を行っているが、事前に仮算定という作業が必要となり、事務量及び事務費がふえると考えられるという回答でありました。

四、次に、資格証明書、短期被保険者証の発行件数についての問いに対しては、九月一日現在で資格証明書の発行件数は四十一世帯六十一名で、短期被保険者証は百二十四世帯二百四十六名、うち十八歳以下の被保険者数は三十六名という回答でありました。

五、次に、短期被保険者証の交付事務について、窓口対応のほかに電話連絡や家庭訪問などの対応は行っているかについての問いに対しては、現在は窓口対応を主に相談を行っており、そのほかに各対象者に文書にて通知をしているという回答でありました。

六、次に、出産育児一時金について、当初予算の見込み件数と決算の実績についての問いに対しては、当初見込みは二十七件で、実績は二十一件、うち一件が死産であるという回答でありました。

次に、認定第四号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第五号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、修繕費として三百四十七万円ほど流用しているが、要因と現状についての問いに対しては、二十七年は一月から三月まで緊急的な修繕が多く、補正対応できず流用にて対応した。施設の老朽化により逐次修繕が必要な現状であるという回答でありました。

二、次に、新食肉基幹市場の二十七年の進捗状況についての問いに対しては、新食肉基幹市場建設促進協議会にて検討し、案は完成しているが、事業主体の決定には至っていない。本年度、県町村会並びに県市長会にて協議会への加入の同意を得られたので、今後は県下全市町村が加入して協議を進めていくという回答でありました。

次に、認定第六号 平成二十七年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第七号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、下水道受益者負担金の収入未済額が一千百九十六万円ほどであるが、この件数についての問いに対しては、五十四件という回答でありました。

次に、下水道の開始当初から不納欠損額がゼロであり、時効処理をしていると考えられるが、今後の方針についての問いに対しては、現在検討中であるという回答でありました。

三、次に、公共ますが設置したまま残り、無断使用等の問題も生じると考えられるが、その対応についての問いに対しては、公共共ますは現在設置した当時のままであり、他の市町村の対応を参考にしながら無断使用されないように手だてを講じていきたい。また、届け出なしで利用された場合は、養老町下水道条例の罰則

規定に基づき厳しく対処していくという回答でありました。

四、次に、現在の普及率と今後の普及を上げる対策、啓発活動についての問いに対しては、公共ますの設置数は二十七年期末現在で二千五百八基、使用開始が一千六百三十三基、接続率が六五・一一％、過去五年平均の伸び率は一・三四％である。毎年各地域に範囲を絞り、職員が各家庭を訪問して啓発活動を行っているという回答でありました。

五、次に、下水道基本構想の抜本的な見直しの進捗状況についての問いに対しては、岐阜県より岐阜県汚水処理施設整備構想の基本方針とその市町村の作業マニュアルが提示され、それに伴い内部にて検討会を行っているという回答でありました。

次に、認定第八号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、白鶴荘に関して、入所待機者数と住所地特例に基づく入所者数についての問いに対しては、平成二十七年の待機者数は九十六名。白鶴荘の総入所者は現在八十四名で、うち住所地特例により養老町へ転入以前の住所地での介護保険資格を有する入所者は十七名であるという回答でありました。

二、次に、効果的な介護予防事業を進めるために、地域包括支援センターに理学療法士等の専門職員を配置することについての問いに対しては、健康寿命を延ばすことが高齢化社会の大きなテーマであり、理学療法士を配置することによる費用対効果を精査しながら検討していきたいという回答でありました。

なお、介護予防事業費の増額と、より効率的な事業メニューを

検討してほしいとの要望がありました。

三、次に、介護保険料の今後の見通しと、県下で介護保険料が一番高いまたは低い市町村についての問いに対しては、今後、団塊の世代がふえてくるので、介護の需要がふえれば保険料も上がるのではないかと推測される。県下で一番高いのは、揖斐広域連合の六千円、一番安いのは富加町の四千三百円、県平均は五千四百六円という回答でありました。

四、次に、町内に介護サービス事業者が十九あるが、高齢者が増加する中で、この事業者数が適当かどうかの見解についての問いに対しては、三年ごとに介護保険計画を見直しており、本年度は次期介護保険計画に向けてのアンケートを実施する。その結果や関係者の意見を参考にして需要の見込みを算定し、それに基づき必要とされる事業所の設置を計画していくという回答でありました。

次に、認定第十号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第十一号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

一、事務費負担金は均等割が一〇％、人口割が四五％、高齢者人口割が四五％であるが、後期高齢者医療広域連合議会において、この負担割合に関する議論があったのかについての問いに対しては、二十七年度は二回議会が開催されたが、負担割合についての議論があったことはないという回答でありました。

以上、審査に付された合計十件の一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての議案については、このような質疑、討論を経て、採決の結果、認定第二号から認定第十一号までの十議案は

举手全員により、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（吉田太郎君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりまりました。

これより決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次、討論及び採決を行います。

最初に、日程第四、認定第二号 平成二十七年養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（吉田太郎君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第五、認定第三号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（吉田太郎君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第六、認定第四号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○議長（吉田太郎君） 举手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第七、認定第五号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第八、認定第六号 平成二十七年養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第九、認定第七号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第十、認定第八号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第十一、認定第九号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第十二、認定第十号 平成二十七年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

次に、日程第十三、認定第十一号 平成二十七年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十四、議案第五十五号から日程第二十、議案第六十一号の七議案は、議会初日に提案理由の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

最初に、日程第十四、議案第五十五号 養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） この対象物件は、該当する物件はあったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 田中議員の法定外公共物の管理条例の該当物件ということですが、影響につきましては精査したところでございます。過去の十年間の精査をしたところ、影響がないと、支障がないというふうに判断しております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十五、議案第五十六号 養老

町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてを議題と
します。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十六、議案第五十七号 町道

路線の認定についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十七、議案第五十八号 町道

路線の変更についてを議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 整理番号一番の関係でございますが、図面

を見ておりますと南側が廃止されておりますが、この利用をどの
ように考えておられるか。といいますのは、ここへ商業施設が来
るといふことでございますので、この町道を売却するのか賃借す

るのか。

そうしてから、もう一点関連がございますので、この西側に養老町の塩漬けの土地がございます。これの利用、でき得ればその大型商業施設に組み込んでいただいて、養老町が賃借するなり売却するなりしたらいいと思っておりますが、町の考え方をお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 松永議員の養老町の町道の廃止と、そうしてから町有地のことについてお答えさせていただきます。

この商業施設のほうの計画が現在出ております。この部分につきましても、町道の用地と町有地の土地につきまして賃借の要望が出ておりますので、そちらのほうに向けて検討しております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十八、議案第五十九号 平成

二十八年年度養老町一般会計補正予算（第三号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 歳出の部でございます。

十三ページの土木費、真ん中の行にございますが、悪水路維持費で、これお聞きしたところ、南直江の排水施設の設計委託料と、こういうことを聞いております。これについて概略説明とか、どのような考えで計画されているか、担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 長澤議員の南直江の浸水対

策の委託料の内容ということについてお答えさせていただきます。
内容といたしましては、現状の状況、浸水特性を把握した上で、本地区における最適な内水処理の方法、そのための施設、配置について検討をする内容でございます。比較検討できるような資料の作成と国土交通省との協議を行い、了承を得て、具体的な素案を作成し、今後必要となる概算等を作成するような内容でございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 十四ページの教育費のところの施設型給

付費負担金事業というところで、これ越境入園の自治体の負担かと思いません。

説明によりますと、海津市認定こども園二人ということなんです、その詳細の説明と、やはり養老町からもほかへ越境して見える方が見えると思うんですが、何人ぐらい見えるんかちよつとお知らせしていただきたいのと、その下の社会教育費、上多度公民館建設事業の用地取得のときの立木の補償と聞いておりますが、算定基準が多分あったと思います。その詳細を教えてください。ばいかなと思っております。

それから、養老駅の公衆トイレの件ですけれど、敷地内はまだ決まっているのかどうか。養老駅の敷地内という計画ということでしたし、規模は多目的トイレと男子トイレを計画ということですが、養老駅に似合うような景観に配したトイレを考えているということですが、その進捗状況をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局兼教育総務課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。ただいまの早崎議員の施設型給付費について、若干説明をさせていただきます。

施設型給付を受ける私立認定こども園へ通園する養老町に住所を有する一号認定を受けた子供に要する費用、施設型給付費について施設設置者に支払うということが子ども・子育て支援法の中でうたわれております。今回の対象者としては二名おります。うち一名は四月の一月です。残り一名が五月から三月まで、いずれも海津市内の私立の認定こども園へ通園するものでございます。施設型給付費としまして、施設が算定する公定価格、今回百十二万九千七百二十円になるんですけれども、そこから養老町が決定した利用者負担額、二名の合計で五万一千七百五十円になります。それを差し引いた額百七万七千九百七十円が対象となりますので、今回負担金の中で百七万八千円を計上させていただきます。

ります。この百七万八千円に對しまして、国のほうの補助分といたしまして、係数千分の七百二十五を乗じたもの七十八万一千五百二十八円を対象経費として、そこから二分の一が国庫負担金三十九万円です。残りに対して四分の一、十九万五千円が県負担金となります。残りの十九万五千円が町の負担金となります。

なお、岐阜県の施設型給付費補助金といたしまして、当初百七十八千円から国のほうの示す七十八万一千五百二十八円を引いたもの、二十九万六千円に對して二分の一を県補助金として十四万八千円補助金として出ますので、最終的に養老町の持ち出し分としては三十四万五千円という計算となります。

なお、施設型給付費と別に従前の私立の幼稚園、認定を受けていない私立幼稚園に通園する者に対しては、就園奨励費の補助がありますので、そちらのほうの対象となる者が今七名おります。いずれも大垣の幼稚園に通っている者ですが、その者に対しては、国の基準額でございますので、トータル百九万三千六百円を奨励費として、こちらも施設のほうに支払いを行います。こちらの私立就園奨励費につきましては、三分の一が国庫補助対象となっております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの早崎議員からの歳出十四ページの上多度公民館建設事業に係る物件補償の基準はということでございます。

私も教育委員会では余り用地取得という事例がないわけなんですけれども、建設課のほうで使っております立木補償価格基準表に基づいて、今回この補償費を算定しております。樹木の種類に応じて基準単価が設けてありまして、高木、株物、玉物と三種類あるので、その幹回り、また高木とはどういった樹木が当た

るかということ、樹木ごとにその種別が分かれております。

今回こちらの地域ではクリの木が多かったわけなんですけれども、全部で百三本の木の補償をしておりますが、半数以上がクリの木です。それ以外にはイチジク、梅、柿、サカキ、サザンカ、スモモ、ツゲ、ツバキ、ヒサカキ、ビワ、ミカン、ユズ、ウメモドキ、南天とあります。それぞれの幹回りに応じて単価表の価格を掛けてこの金額を算定しております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 早崎議員の養老駅のトイレについて回答させていただきます。

このトイレは、当初にありますように岐阜県の清流の国ぎふ推進補助金ということで五百八十万円の内示があったということで、養老駅周辺整備事業ということで今計画をしております。

進捗状況ということの御質問ですけれども、たたいまは養老鉄道、近鉄等と協議しながら三月の完成に向けて設計を今やっているというような段階でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） たたいまの上多度公民館の建設事業の中で、補償について御説明いただきましたが、用地のときと普通はそういう立木とか何かも一緒に計算して買い上げるといのが普通のよう思うんですが、今回分けてやられたということですね。そういうことに解釈してよろしいですね。

○議長（吉田太郎君） 久保寺生涯学習課長、自席で答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） 今回の上多度公民館の建設予定地の用地取得に関しては、土地開発基金のほうで購入しております。こちらのほうで上がってなくて、立木補償に

ついては土地開発基金で購入できませんので、立木補償費を補正予算で上げて対応するという事になっております。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点質問をいたします。

まず、十一ページの総務費、企画費の関係でございますが、今回一般会計の一三〇〇年祭プレイイベント事業が地方創生交付金が採択され、財源更正がされておりますが、その主な使い道、具体的に教えていただきたい。

二点目でございますが、十二ページの農林水産業費の青年就農給付金の事業でございますが、百五十万出されておりますが、どのような方で、どういう事業内容の方か教えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 松永議員の御質問にお答えさせていただきます。

十一ページ、養老改元一三〇〇年プレ事業関係の分でございます。これにつきましては、地方創生の推進交付金が採択されまして、二千五万九千円国庫を充てております。

これの内訳でございますが、四点事業がございます。一点目につきましては養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のプレ大会を含めましたPR事業関連が一つです。二点目といたしまして、養老の宝物体験型博覧会、いわゆる養老まるごと玉手箱事業が二点目でございます。三点目といたしまして、元正天皇の行幸行列の再現事業がございます。四点目といたしまして、養老鉄道を使用しましたPR、ラッピングした事業を検討しております。以上四

点が主な事業でございます。

○議長（吉田太郎君） 伊藤農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、松永議員さんより二点目としてございました青年就農給付金の関係でございますけれども、この方は平成二十八年五月に認定農業者になられましたお方で、畜産業を始められるという方で、今回百五十万円県のほうから承認ができましたのでお支払いさせていただくということになります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、四つの事業を説明いただいたんですが、

この四つの事業の財源の振り分けはわかっておるか。わかっておいたらお知らせいただきたい。

そうしてから、説明を受けた元正天皇行幸再現事業ということでございますが、九月十日の中日新聞にも町民から募集というよ

うな記事が掲載されました。また、これらによってPR事業も必要となってきますが、この関係で地元出身の著名人もおります。笠郷の敦士さん、これらもお見えになりますので、そういう著名人の起用はどのように考えておるか。また、元正天皇役の具体案はどのように考えているか。といいますのも、もう一年に迫っておりますので、こういう方を起用するためにはプロダクションとの契約が必要になってきますので、どのような考え方で進めておられるかをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 今の松永議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

最初に、事業費の財源ですけれども、トータル的な事業費で言

いますと、プレ大会関連の事業費に對しまして三千九百七十二万五千円が事業費です。これの二分の一というのが交付金を充てる計画で申請はさせていただいておりますので、よろしく願います。

あと、元正天皇の行幸行列という関係でございますけれども、今、広報、ホームページで募集をかけております。二十七名という定数を設けておりますが、町内外を問わずというふうにご覧しております。希望できる方ができるだけ参加募集という形でございます。希望できる方ができるだけ参加募集という形でございます。

あと、敦士さんにつきましては、養老町で大変ゆかりのある方と存じ上げております。町内の各団体の総会の場などでも、その方に一役を担っていただいたらどうかというような御意見も頂戴しております。そういったことで、インタビューなんかでは桜の名所は養老町養老の滝、養老公園が本場にきれいなんですとさりげなく地元をPRしていただいておりますし、個人的には地元愛を感じさせる方だと御認識あげております。そういった方を町のPRも兼ねまして、養老町には観光大使という制度も設けておりますので、企業誘致・商工観光課と連携を図りながら進めてまいりたいというふうにご覧しております。

あと、元正天皇役は、当然女性だというふうにご覧しておりますし、本町では残念ながら全国区の方はお見えになりません。敦士さんもお見えになりますけれども、女性ではありませんので、県内という広い意味でターゲットを絞りました。先ほど八月末に県の飛騨・美濃観光大使に任命、委嘱されました鈴木ちなみさんのような方も検討してまいりたいと考えております。これにつきましては、おっしゃるとおりプロダクションとか仲介をお願いしますと、かなりの費用がかかりますので、職員の方から何とかマ

ネジャー等、そういったほかの県の観光課なんかにも連絡をとりまして、少しアクションを起こしたいというふうを考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 養老町の改元一三〇〇年プレイベント、ぜひ成功させていただきたいと思っております。

そういう中で、やはり全国発信ということでは著名な方をまず起用してやっていただく、これは大切なことであると思っております。鈴木ちなみさんもJAも起用されておりますし、県の大使もされておりますので、ぜひいい案だと思いますので、進めていただけたらと思います。

また、同時に全町民、全地域が参加できる行事もぜひ検討していただきたいと思っております。今まで町の説明を聞いておりますと、区長会の中には地域の目を設けるということはおっしゃっておりますが、そのためには各々地域から事業計画を、また事業予算を出していただいて、それを精査し、補助金の対象にしますというふうな説明がされておりますが、補助金ではそれぞれの地域で自己負担が発生しますので、それぞれの地域で金を出してまでは難しいというような意見も聞いておりますので、ぜひこれは補助金の考え方ではなく、交付金なり委託金なりという形で地域へお願いをするというふうな形で盛り上げていただきたいと思っておりますが、その考えもお聞かせをいただきたいと思っております。以上です。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 今の松永議員さんの御質問にお答えします。

おっしゃるとおりでして、地区の説明会におきましても、地域

の日、地区の日というのをお願いしておりますので、事業費ベースですとおっしゃるとおり補助金二分のルールがございますので、少し地域の方が参加しやすいような形で交付金、おっしゃるとおり委託金のような制度を中で検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 十ページの七目総務債について伺います。

六月議会の補正では、総務債の総務管理債として九百万円計上しました。本議会補正では五百七十万円を減額補正しました。三点について伺います。

一点目は、本事業は養老鉄道活性化事業、養老駅にトイレの新設の予算額でありますけれども、財源更正に伴う財源内訳をお尋ねします。

二点目は、当然行政マンとしては一事業に対し、特に多額の新規事業に対し、国・県の支出金の中にメニューがないか腕の見せどころであるというふうに思いますが、当然調査、研究されたと考えますが、六月議会ではその点での調査、研究がなされたのでしょうか。

三点目は、六月議会議決以降、本起債の事務手続に入ったと察しておりますが、その経過について伺います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 水谷議員の御質問にお答えします。

養老駅のトイレの財源内訳ということでございます。県の補助

金が五百八十万円、町債が五百七十万円、一般財源が……。済みません、今手持ちの資料がないので後でお答えさせていただきます。

六月議会での補助金の精査はというお話につきましては、六月議会では岐阜清流の国の補助金の申請ができておりませんでした。その後から申請を行ったということで、今回内示をいただいたというところでございます。

済みません、後で報告させていただきます。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

地方債の関係でございますが、六月補正で計上させていただきますておりまして、県からの通知に基づいて順次進めているところでございます。

それから、先ほど補助金の話がございましたが、実はこの事業につきましては六月議会で補正予算を議決いただき、その後、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金の要望を行ったものでございます。やはり議会の議決をいただいた後に事業を執行するというところで、その後要望を行っております。それで、岐阜清流の国ぎふ推進補助金につきましては、地域のきずなや郷土への愛着、誇り、地域スポーツの盛り上がり、地域の魅力づくりや発信などを継続発展するための事業や創生総合戦略に基づく意欲的、創造的で他市町村等の模範となるような先導的で特色ある我がまち清流の国ぎふづくりを推進する事業に対して交付をされますが、要望をしても必ず採択されるものではございませんし、また採択されたとしても、この補助金については補助率が二分の一以内ということになっておりますので、金額もわかりませんので、六月補正時には当

然こういった補助金があるというようなことの中で議論はしておりますので、議会が終わったすぐその後、六月二十三日付で県のほうへ要望を出しているというところでございます。

先ほどの御質問については以上でございます。

「議長」と呼ぶ者あり」

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 事務的な内容が私議員にはなかなかさういうふうな、今、総務部長の答弁の経過があるということは知らなくて、当然六月議会で今おっしゃったような内容を話せるのか話せないのかというところですが、これだけ見ますと養老町の行政マンは補助金があるのに申請しなくて、後から県から言われてつけているんじゃないかというようにも思うわけです。本当にいろいろと自治体の職員の皆さん、いろんな補助メニューがあつて大変かとは思いますが、やはり先ほど申しましたように、行政マンの腕の見せどころはこういうところでもぜひ發揮していただきたいなというふうに思いますし、これからもしそういう対象のメニューがあれば、議会にも提案説明のときにその旨少しお話しいただきたいなというふうに思っております。

それから、先ほど協議に向けて完成三月を目指して設計段階だという答弁がございましたけれども、工期はいつごろになるのか、どれくらいの工期にしているのか、その点について伺います。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 水谷議員の先ほどの御質問にお答えする前に、先ほど私後々報告しますと言いました財源内訳について、訂正と再報告をさせていただきます。

県支出金につきましては五百八十万円、それから地方債につきましては三百三十万円、一般財源については五百八十六万三千元

ということでございます。

それと工事工期につきましては、年内発注の三月中ごろを完成目標としております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 年内発注、すごいアバウトなんです、が、今九月ですよ。十、十一、十二月までが年内ですけれども、その点どうでしょうか。何か設計段階で問題でもあるのでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 何か問題でもということではないんですけれども、補助金の関係もありましたし、養老駅の周辺整備ということではいろんな案を考えておるといふふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 私のほうから二点お願いいたします。

まず、今お話に出ていたトイレのことですけれども、今設計中という話なんですけれども、規模についてももう少し詳細なお話、現時点での詳細な規模の想定しているところですね、お知らせいただきたいと思います。

その次に、十四ページの上多度公民館建設事業に関してですけれども、先ほど木に対しての算定基準というか額ですね、三種類あるというお話だったんですけれども、それぞれの木が一本当たり幾らなのか。その幾らの木が何本ずつあって、合計幾らですとわかるような形でお示しいただきたいと思っております。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 岩永議員のトイレの規模に

ついてということで、前回のお話のときには小便器と多目的トイレを計画しておるといってお話をさせていたしております。

予算に関しましてはその規模で計画をしておりますが、もったいない方法がないかというふうに今検討しております。

○議長（吉田太郎君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの岩永議員からの立木補償に関する詳細ということでございます。

全部の数値を持ってきてないんですけれども、今回大部分が高木という種類に含まれています。高木以外で株物として算定するものがウメモドキと南天、それ以外は全部高木という単価でやっているわけなんですけれども、その中でイチジクが幹回り十八センチから二十一センチ未満が補償額単価六千三百円で、三本あります。あと、梅が幹回り三十センチから四十センチ未満が一本で一万二千三百五十円、梅は一本です。あと、柿が三十センチから四十センチ未満で、これは補償単価一万二千三百五十円のもの七本あります。それから、クリが四十センチから五十センチ未満で補償単価の一万七千四百五十円のもの十七本、それからその一つ上の補償額二万八千二百円のもの十九本、あとサカキがこれも補償単価が六千三百円のもの一本、それからサザンカ、補償単価一万二千三百五十円のもの一本、スモモが単価六千三百円のもの一本、ツゲが単価一万二千三百五十円のもの一本、ツバキが補償単価六千三百円のもの二本、ヒサカキが補償単価五千五百円のもの五本、ビワが補償単価六千三百円のもの二本、ミカンが補償単価六千三百円のもの五本、それから補償単価七千二百五十円のもの五本、それからユズが補償単価六千三百円のもの一本、先ほど言いました株物でウメモドキ補償単価

九百五十円のもが二本、それから南天が九百五十円のもが一本、それ以外にもクリが補償単価二万八千二百円のもが二十九本。

〔発言する者あり〕

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君）　じゃあ、後で提出させていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君）　二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君）　先ほどのトイレですけれども、前回同様小便器が一つ、これ男性用という認識ですけれども、もう一つ多目的トイレということですから、これ提案なんですけど、ぜひ女性専用のトイレも何とか組み込めるような形で設計していただけたらなと思いますので、御検討のほう、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君）　ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君）　十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君）　養北の認定こども園については、行政の皆さんに本当にお世話になって、一生懸命頑張っていたら、行政の次、六月議会で佐竹組に発注していただいた池の部分の造成といますか、土地の埋め立てですけれども、これも知らん間にとつたんですか、工期が変更されました、工期は八月の半ばやと思いますと工期が勝手に変わってしまっていましたね。

そんなことで、今回四千三百万の造成工事を出していただいておりますが、二つでお聞きします。六月の議会に出された池の

工事、どうしておくれてしまったのか。佐竹組の都合でできなかったのか。そんなところをお聞かせ願いたいです。

それから、四千三百万の今回の工事、いつどのようなスケジュールで考えておみえになるのか。これはあくまでも予定でありましょうから予定で結構ですので、お聞かせを願いたい。

性根を入れて養北認定こども園をやっていたか、住民に説明がつかまわね。おくれおくれおくれで、私も地元としても積極的に用地買収にに応じてきたんですから、役場のほうも一生懸命やっていたかと思えます。答弁お願いいたします。

○議長（吉田太郎君）　松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君）　失礼いたします。

ただいまの青山議員の、まず池の工事、今回この養北認定こども園の造成工事につきましては、まず昨年度の九月議会で三号補正ということで六千万円を超える予算で上程させていただきました、その後二月の段階で当初の計画でいきますと一億円を超える大規模な造成工事になるということが発覚いたしました、議会全員協議会等で御説明させていただきました、議員の皆様を検討していただきました、計画変更させていただきました、その結果、工事費につきましては平成二十七年で当初二千九百六十万円で発注させていただきました、その後補正減ということで九百二十万九千二百四十円減させていただきました、二千三百七十六万円を計上させていただきました、決算もいただいたところでございます。その後、債務負担行為ということで設定させていただきました、計画変更、こちらも議会のほうにも御説明させていただきます、今の当初の計画ですと東寄り、学校の駐車場を使わない計画で考えておりましたが、学校の駐車場も利用したそういう計画で変え

させていたで、そちらで今の造成工事を第二期ということ
で発注させていただいております。そちらの工事につきまして、今
議員御指摘のとおり八月の工期で当初契約させていただいており
ましたが、こちらにつきまして開発が必要な物件であるというか、
開発が必要な工事であるということで、県のほうに開発の申請等
でいろいろ申請手続を行っております。当初の計画から変更にな
ったということで、開発の説明といいますか書類と、あと県へ
の説明の段階で、なかなか協議を進めておる段階で、県との意見
書をつけなさいという御指導等がございます。それにつきまして、
担当課のほうともいろいろ協議を進めてまいりまして、開発が
おる段階にまで来ているというふうに承知しておりますが、それ
で県との協議がいろいろ時間を要しまして、この池の工事の工期
を延ばさせていただきましたということでございます。

あと、今回出しました四千三百六万二千円の内訳につきまして
は、今回につきましては主なものとして、開発工事に伴い
まして、ただいまのところの池のところに土盛りといいますが、
それをしておりまして、そちらのほうは二期工事をやっております。
今回に出しました工事につきましては、この認定こども園の
敷地になる部分につきまして、土工事と擁壁工事と排水工事をご
ざいまして、土工事のほうは盛り土、切り土、床掘り、あとは今
大型土のうを置いてありますので、そちらの残土処分ということ
で撤去する工事のほうも入っております。あと、擁壁工事として
認定こども園の敷地になるところのフェンスの部分のところの工
事も入っております。あとは敷地周りの排水工事ということで、
可変側溝を入れる工事のほうも入っております。あとは今の駐車
場敷地を利用するというので、今の小学校との駐車場敷地の間

にあります今の倉庫部分、前の加藤そろばんの書道塾のところの
解体工事費も入っております。

工期につきましては、一部今の六月議会でもいただいた工期とか
ぶる部分がございますが、工期につきましては九月にこれできよ
う議決いただきましたら、早速発注といえますか、入札の手続を
とらせていただきました。何とか十月中には発注させていただき
まして、工期としましては年度内、三月の工期というふうにお考
えております。早くできればそれにこしたことはないと思ってお
りますので、その分地元の皆様には非常に迷惑をかけておる部分
は重々承知しておりますので、また議員の皆様にも御迷惑をおか
けしておりますが、よろしくお願いしたいと思います。以上で
ございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 私の認識は、用意万端整って予算をつけ
るといふふうには認識をしておりますので、予算だけ計上しておい
て開発の県との相談は後からやるといふ、こちら辺ちよつと理解
ができません。何でも、何でおくれていってしまうかなというふ
うに思っているわけです。

再度お伺いしますが、用意万端県との開発協議が調ってから予
算をつけるというのでは問題があるんですかね。先に予算をつけ
てから開発協議に入るというのが常道なのか、そこら辺ちよつと
教えていただけませんか。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長、自席で答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） 失礼します。

予算が先か、開発の許可が先かということでございますが、今
回の案件につきましては、まず開発の図面を作成するに当たりま

して、委託の設計を発注するということがございまして、そちらの委託の発注にしまして、まず予算が必要であるというのがございまして、委託を発注して図面を作成した後に、委託の設計費の中に開発の設計費も入っております。最初に委託の予算をいただかないと、開発のそういう図面ができないという点もございまして、最初の委託を発注した段階で作成した図面で県との協議に行ったわけでございますが、その段階で工事費の概算といいますが、工事費や設計費も出てきまして、開発造成工事の予算というのをお願いしたという経緯がございます。

要は申請と同時進行で工事費の予算を積み上げてきたというような経緯もございまして、その分準備万端開発の許可がおりてからという御指摘も当然ございますかと思いますが、今回につきましてはそういうふうで予算をいただいております。そういう申請に県と協議をしているという段階でございます。そういうことで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） ただいまの関連なんですけれども、倉庫の解体という部分が出ておりましたが、この点についてどのくらい予算を組んで……。〔発言する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 一回まとめてやってください。

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 十二ページの林業振興の関係ですが、今回

県の補助金と、それから一般財源合わせて五十四万四千円補正で上げていただきましたが、二点について、歳入の関係で県の補助金として鳥獣被害防止総合対策の赤の百三十四万四千円、それから野生獣被害集落緊急のほうは百五十八万七千円ということ、これ赤黒来ておりますが、この文字を見ておりますと、個人対応か団体かなというように感じに受けとめられますが、ちょっとわかりづらいのでその辺の説明と、それから事業費のほうは五十四万四千円はどのような配分で使われるのか。我々山麓地帯というのか、上多度地区も大変獣害が多いので苦慮しておるわけですが、個人的対応と、それから地域的な対応、それから猟友会等もございしますが、その辺の関係をよろしく説明求めます。

○議長（吉田太郎君） 伊藤農林振興課長、答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、今の田中議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

今ございました林業費の関係でございますけれども、今補助金のほうが、県費のほう、片側鳥獣被害防止総合対策整備事業費補助金のほうを減額し、新たな補助といたしまして、野生獣被害集落緊急支援事業費補助金というものに変えさせていただいておりますけれども、当初本町はことし三カ所の鳥獣対策被害ですね、そちらのほうの地区を選定しております、全てをこちらの鳥獣被害防止総合対策整備事業補助金で上げさせていただいておりますけれども、今回県のほうからの内定等をいただきました折に、そのうちの一カ所がこの二十八年から新たに起こされました野生獣被害集落緊急支援事業費補助金というのへの補助金の転換ですね、そちらのほうで内示をいただきましたので、今回まず一つ減額、そして新たな補助金のほうに増額という形でさせていただ

ております。

このうち特に金額が違いますのは、実際に測量等をいたしましたら、距離と、また使う回数等も変わったりましたので、金額、距離の増減がございましたので、数字的には同じ数字の増減にはなっていないということでございます。

もう一つ、今回上げさせていただきました林業対策の中で有害鳥獣の関係で、揖斐射撃場の負担金という形で三十万円上げさせていたしております。こちらのほうは、今、揖斐射撃場のほう市町村負担金ということで、今各市町払っていただいておりますが、養老町の場合、昨年度保留というような形でしばらく検討させてくれたということでやっております。今回、いろいろ猟友会等とお話をいたしまして、やはり猟友会さんとしても、今、高齢化及び会員数の減少等、非常に厳しいものがあると。やはり今後対策をしていくには、新規の方の勧誘、またはそういった安全面の対策の講習等を行いたいということでございましたので、そちらのほうをやはり射撃場を利用していただくこうとすると、市町村の負担金をいたさないで自由に使うことはできませんというようなこともございましたので、そちらのほうに三十万円ほど上げさせていただいて、新たにそちらのほうへ市町村負担として入らせていただきたいということで計上させていただきます。一般財源としては、その部分が非常に大きゅうございますので、そういった形での使い道となっております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

再開は十一時二十分といたします。

（午前十一時〇七分 休憩）

（午前十一時十八分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十九、議案第六十号 平成二

十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十、議案第六十一号 平成

二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第一号）を議題とします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 三番 長澤龍夫君。

○三番（長澤龍夫君） 歳出の部七ページの介護ロボット導入促進事業の関係でございますが、国の補助金でおります関係ですが、これロボット、どこの施設にどのようなロボットで、台数は何台設置されるのか、担当課長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、長澤議員の質問に対しましてお答えを申し上げます。

まず、今回導入する介護施設でございますが、白鶴荘のほうに連動簡易型移乗機ということで二台、それからデイサービスくるみのほうに歩行支援機を三台の予定でございます。私からは以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今の関連でございますが、今説明を受けた施設以外に要望があるかどうか。もしもあった場合、次年度かそ

の後に事業計画を持っておるか、それをお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、松永議員の御質問に対しましてお答えを申し上げます。

今回事前に調査を行いましたところ、ロボット導入の意向がありましたところが先ほど申し上げました二カ所ということでございますが、それ以外でも御希望があった場合は、また今後国の事業が継続するというのが前提でございますが、その場合はまた募集をかけまして国の事業のほうにのせるといような予定をしております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十一、議案第六十二号 平

成二十八年年度養老町一般会計補正予算（第四号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十二号

平成二十八年年度養老町一般会計補正予算（第四号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二百八十三万五千円を追加し、予算総額を百九億三千九百十八万二千円とするものでございます。

補正の内容は、ドイツ・バードゾーデン市との友好をさらに強めるために当地へ赴く費用や、防災ラジオを追加購入する費用の増額を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部長に補足説明をさせますので、よろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出から説明させていただきます。

款二総務費、項一総務管理費、目一一般管理費では、国際交流事業で新たに旅費三十七万二千円を計上いたしました。

これは、ドイツ・バードゾーデン市との友好をさらに強めるため、姉妹都市提携の調印を予定いたしております。この調印式が、限られた日程の中でスムーズに遂行できるようにと考えております。また、来年は養老改元一三〇〇年祭・本祭が控えておりますので、本町の意思を正確に伝え、日程調整等を行うため、海外出張の旅費を計上するものでございます。

次に、款九消防費、項一消防費、三目防災費では、防災ラジオ二百台分の購入費として二百四十六万三千円を増額するものでございます。

これは、現在防災ラジオの在庫がなくなったため、二百台を追

加購入するものでございます。

次に、六ページの歳入について説明させていただきます。

まず、款十九諸収入、項五雑入、六目雑入では、防災ラジオ販売金として百八十台分三十九万六千円を増額いたしました。

次に、款十八繰越金では、財源が不足する額二百四十三万九千円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林 輝見君） それでは、消防費の防災ラジオの件について伺いたいと思います。

二百台ということで、先般七十台の在庫分をたった一日で全部販売できたというようなお話がありました。前回に発注されたときの台数と、いつ発注されたかということについて今わかれば教えていただきたいと思えますし、この二百台についての金額的なものですね。町長のお話ですと、フルオーダーだというようなお話を聞きましたけれども、ライトつきのAM・FMラジオにワンチャンネルの周波数の防災のチャンネルを加えるだけで一台一万二千円というような金額になってくるんですが、この辺についての評価についてはどのように考えておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） ただいまの林議員の御質問にお答えいたします。

まず、今年度のラジオの販売ですが、発注についてはこの五月に発注をかけて、契約上は九月末日が納品日と、最終日ということになっておりましたが、早目に八月の終わりに納品されたということ、早目に販売をしたというところでございます。台数については七十台を発注をかけております。

それから、防災ラジオにつきましては、通常のラジオに、議員のおっしゃるとおり養老町の防災行政無線が自動的に入るといような形のラジオでございまして、これは受注生産になっております。金額的なものについては、やはり自動的に入るといことで、多少こういった金額になるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十一番 林輝見君。

○十一番（林輝見君） 今の説明によりますと、防災無線の機能がついているからこのぐらいするんだというような評価をされていますが、これについては従来のものと同じものが対象にされているのか、それともこれからこの補正が済んだら入札という格好をとって、形式といいますが、変わることもあり得るのか、その辺についてのお答えをいただきたいと思えますし、近隣の自治体でも同じようなことをやっておられますが、それとの比較、住民負担は抑えられていると思えますが、個体の単価については他の近隣との比較をされているのか、その辺についてもお伺いしたいと思えます。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、自席で答弁。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） 今回の二百台の補正予算とということでございますが、今後の発注についてはやはり特殊物件でございますので、随意契約というような形で進めさせていただきます。

きたいと思えます。

それから、近隣との比較ということでございますが、実際のところ現在のところ比較といったものはやってございませんので、また今後やっていきたいというふうなことを思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 国際交流事業の件でございますが、まず第一点目でございますが、これ事前に事業の予定がなかったのか。今なぜ補正なのかという理由ですね。

それから、何人分の旅費を補正されたのかという部分と、もう一点は、例えば薩摩義士の顕彰祭等につきましては個人負担金が生まれておりますが、こういった場合、この方たちの個人負担という考え方はどうなっておるかというのをお聞きいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 大橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

補正の旅費の分でございますけれども、まずなぜ今かと御質問でございますけれども、昨年まで日独交流実行委員会ということで、スポーツ振興課、生涯学習課がメインで行ってまいりました。今年度から企画政策課もその会に入りまして、装い新たに養老町国際化推進会議ということである事業を検証しております。その中で、来年一三〇〇年事業があるんですけれども、ドイツとの交流で一三〇〇年でお迎えするに当たりまして、町長、副町長、教育長、そういったしかるべき方が行って、今ですとメール等のやりとり、手紙等のやりとりがあるんですけれども、現地に出向

いてそういった調整等を行ったかどうかということの会議のいろいろな会議、その他にも一三〇〇年祭の実行委員会の中で交流部会というのがございます。その中での協議の中で、今しかるべき方のドイツへというような意見も頂戴しておりますので、今回補正で一名分旅費を組ませていただいております。

あと、個人負担でございますけれども、この事業につきましては企画政策課が国際交流事業の一環ということで、先ほども少し説明がございましたが、ドイツとの交流、バードゾーデン市との友好都市から、新たに姉妹都市といったようなものも検討しておりますので、その内容も踏まえまして企画のほうで事業を組んでおります。公務として行っていたいただきますので、個人負担はなしということをお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 具体的に誰が一名行かれるんでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 日程調整しまして、実際に行かれるのは教育長にお願いしております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 済みません、申しおくれました。

行程は、例えば何泊何日だとかございましたらお教え願います。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 具体的には九月二十七日から十月二日まで、四泊六日の予定で行っていただく計画でおります。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 同じくこのドイツへの渡航関係ですけれども、今、教育長が行かれるという話だったんですけども、もとも行かれる団体というか、まとまった人数がいると思うんですけども、例えばその中に役場の関係者というのはいらっしゃらないですかね。お答えください。

○議長（吉田太郎君） 久保寺生涯学習課長、答弁。

○教育委員会生涯学習課長（久保寺利明君） ただいまの岩永議員の質問に回答させていただきます。

生涯学習課のほうで文化交流ということで一年おきにドイツのほうへ行っております。今回、昨年に町民を公募しまして、五名の方に一般公募で行っていただきます。その中に事務局として私が随行いたします。ことし九月二十七日から十月六日まで六名で行ってまいります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 今、課長が行かれるということで、しかるべき方ということで課長に委嘱してこの業務も担っていただくということではいけなかったんですか。

もし代理がだめだということであれば、例えば代理を立てると相手に失礼だとかということであれば、ふだん町長はいろんな会に代理を立てて出席される。我々例えば各種団体等でも代理で来られても、当然代理ですので本人と同じ方が来られた、皆さんどこもそういうような扱いをされると思うんですけども、その観点からいけば課長が行かれるのであれば課長に委嘱すれば、今回の余分な予算は必要なかったんじゃないのかなと思うんですけど

ども、その辺のことはいかがですか。以上でお願いします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 説明の中にもあったと思いますけれども、今回は今までは友好提携ということでもございましたけれども、姉妹提携というお話もございます。国際的なことでもございますので、やはりある程度の立場の人間がというようなこともございましたのと、もう一つは国際交流推進会議の中から強く要望をされた。国と国との間の話し合いの中に、やはり町を代表する人間が来ないというのはいかなものだろうというようなお話がございまして、そういったことを考慮に入れて今回特別職の誰かが行くということ、日程調整をして教育長に行っていたかどうかということになりました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） そういうことであるならば、いかにも何かどたばた感といいますか、急に決めて急に行くというような形ではなくて、改めてもう一回、例えば町長に日程調整していただいて、町長お一人で行かれてもいいと思うんです。これ多分急だと飛行機のチケットなんかも早割で買えないんで高くなるかと思うんです。細かいことですが、この辺のことを考えて、どうですか、改めて町長が行かれるという考えはないんですかね。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほど申しました国際交流会議のほうの会議が八月三十一日に行われたということで、急なことであったということ、当初のこの議会にも上程できなかったということ、追加上程をさせていただいたということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 国際的な感覚というのは私自身もよくわからないんですが、こういうふうな姉妹都市を結ぶ場合、海外からは夫人を伴って、あるいは夫人がこういう立場のしかるべき立場にある人は夫を伴ってと、そういうふうな光景はよく見るわけですが、そういう点でいけばドイツのそういう公式な姉妹都市との締結に向けての会議の中で、そういう要請みたいなのはなかったのでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 失礼しました。提携をしに行くわけではございませんので、提携の話し合いをということでございますので、ちよつと言葉足らずであったかと思えます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手多数です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、

議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営、審査及び所管事務の調査について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

この第三回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第三回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） お諮りします。

議会改革・養老鉄道存続の各特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしました。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

議会を閉じます。

平成二十八年第三回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり、御苦勞さまでした。

（閉会時間 午前十一時四十三分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年九月二十一日

議長 吉田 太郎

議員 大橋 三男

議員 三田 正敏